大学院認定留学に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、昭和女子大学大学院学則第 14 条及び昭和女子大学専門職大学院学則第 13 条に基づき、昭和女子大学大学院（以下「本学」という。）学生の認定留学に関し、必要な事項を定める。

（認定留学の定義）

第２条　この規程における認定留学とは、研修期間の在籍を休学とせず、本学の修業年限に算入する海外における留学とする。

（認定留学の期間）

第３条　認定留学の期間は、1 期又は 2 期とする。

（認定留学の対象機関・団体）

第４条　認定留学の対象となる機関・団体は、当該国の教育制度における大学院又は当該大学院の付置研究所に相当する教育研究機関（以下「留学先大学院」という。）とし、本学の交流協定締結校及びグローバル推進委員会が推薦し学長が認めた教育機関・団体とする。

（認定留学生の資格）

第５条　認定留学を志望する者は、心身共に健康で明確な目的を持ち、かつ、「留学先大学院」が指定する要件を満たさなければならない。

2　長期履修学生の認定留学は、これを認めない。

（認定留学申請手続）

第６条　認定留学を志望する者は、留学前に次の書類を専攻からグローバル推進委員会を経由し、学長に提出しなければならない。

(1)　認定留学願（本学所定用紙）

(2)　留学中の研究計画

(3)　その他グローバル推進委員会が必要とする書類

（選考方法）

第７条　認定留学生の選考は、専攻の推薦に基づきグローバル推進委員会が行う。

2　留学者の選考方法は、面接及び書類審査とする。ただし、必要に応じ、筆記試験を課すこともある。

（認定留学の許可）

第８条　認定留学の許可は、グローバル推進委員会の選考結果に基づき、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。ただし、留学の目的は学位のための研究に限るものとし、「留学先大学院」において教員の指導が見込まれる場合に限る。

（認定留学の変更）

第９条　やむを得ない事情で認定留学の内容の変更を希望する者は、すみやかに認定留学変更願を学長に提出しなければならない。

2　前項の認定留学変更願は、認定留学期間延長願、認定留学中止・中断願の 2 種にわけるものとする。

3　認定留学変更の許可は、グローバル推進委員会で審査の上、研究科教授会及び大学院委員会の

議を経て、学長が行う。ただし、認定留学の中止又は中断が許可された場合は、当該学生の認定留学は取消されるものとする。

（認定留学修了手続）

第 10 条 認定留学を修了した者は、すみやかに、次の書類を専攻及びグローバル推進委員会を経由し、学長に提出しなければならない。

(1) 認定留学修了届

(2) 単位認定願

(3) 「留学先大学院」が発行する履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの（成績評価基準を示す文書を含む）

(4) その他グローバル推進委員会が必要とする書類

（修得単位の認定）

第 11 条 認定留学期間中に修得した授業科目の単位は、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が、本学において修得したものとして認定する。

2 認定する単位は、留学期間にかかわらず 10 単位を上限とする。ただし、認定可能な単位は「留学先大学院」で修得したものに限るものとする。

（認定留学許可の取消し）

第 12 条 認定留学中の者が次の各号のいずれかに該当する場合は、専攻及びグローバル推進委員会の報告に基づき研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が認定留学の身分を取消す。また、学則に基づき処分することもある。

(1) 許可なく留学を中止又は中断した時

(2) 留学中に学生の本分に反したとき

(3) その他学長が認定留学の身分を取消す必要があると判断したとき

2 取消しとなった場合の処置については、専攻の提案に基づき、グローバル推進委員会で審査の上、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

（認定留学中に関わる学納金の取り扱い）

第 13 条 認定留学中の本学の学納金の金額及び納入期限は別に定める。

2 本規程第 9 条第 3 項及び第 12 条に基づき認定留学が取消しとなった学生は、免除されていた学納金を、指定された納入期限までに納付するものとする。

（規程の改廃）

第 14 条 この規程の改廃は、大学院委員会の決議に基づき学長の承認を得るものとする。

附　則

1 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規は、平成 29 年 6 月 29 日に改定し、平成 29 年 4 月 1 日に遡って施行する。
［組織変更に伴う委員会名等の変更］

3 この内規は、2023 年 4 月 27 日に改定し、2023 年 4 月 1 日に遡って施行する。
［専門職大学の発足に伴う内規趣旨の改定］

4 この規程は、令和 6 年 10 月 31 日に改定し、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
［規程の名称変更及び改廃承認者の表記の変更］